

日本共産党の福島かずえです。一般質問を行います。

一、「物価高騰とコロナ禍から被災者と県民の命と健康、暮らしを守るために」伺います。

県は2011年から東日本大震災の被災者健康調査を仮設住宅で行い、災害公営住宅に移行しても2020年度まで継続しました。今年3月には、検証報告書も出しています。しかし、仙台市や石巻市などから継続の要望が出ていたにも関わらず、県は10年間で健康調査を打ち切りました。

被災から12年半が過ぎました。そのうち、四分の一にあたる3年以上の間、被災者はコロナ禍に置かれました。コロナ禍が被災者にどういった影響を与えているのかを、県は健康調査をやめたので正確に把握できていません。

宮城県民主医療機関連合会（宮城県医連）は、2015年から被災者の健康調査を毎年、継続し行っています。22年度の調査結果について、私たち県議には3月に、県の関係部署へは8月下旬に直接、報告いただいています。

「治療の必要な病気を抱えている人は」76.4%、「体調が悪くても受診を我慢することが多い」人は14.6%もあり、その理由は医療費の問題が58.5%ということです。重度の抑うつ状態が疑われる人が8.8%おり、日本の平均の4.3%を大きく上回っています。

コロナ禍が健康状態、経済状態、人づきあいの全てに影響を与え続けていることや健康に対する不安が大幅に増えていること、災害公営住宅に住む人たちの健康状態に経済的困難が関与していると指摘し、今後、孤独死や自死・自殺が各地域の災害公営住宅で増え続けると、警鐘を鳴らしています。

こうしたデータも示されているのですから、県は災害公営住宅の健康調査を再開し、アウトリーチ（訪問対話型）での相談機能を強化することを求めます。お答えください。①

宮城県医連は、被災以外で入居した人の調査も行い、重度の抑うつ状態が疑われる人は、被災者よりも多い、9.5%いることを報告しています。被災以外で公営住宅に入居する人は政令月収15万8千円以下が原則で、所得の少ないことが要件です。コロナ禍に加えての物価高騰は、こうした低所得の人たちに大きな打撃を与えています。

不要の外出を避け、エアコン使用が推奨される中で、各家庭の電気料金の負担が増大しています。県独自で、県民を対象とした電気代支援制度を創設すべきです。いかがですか。②

生活保護を新たに受給する世帯には、エアコン設置費用が認められるようになりました。しかし、その上限額が低いので自己負担が伴うことや既に受給している世帯は対象にならないこと、エアコンの電気代は自己負担になっているため、生活保護世帯のエアコン利用は進んでいません。

猛暑から命を守るために、生活保護世帯でもエアコン利用ができるよう、県が市町村に補助する独自の制度をつくることを求めます。いかがですか、伺います。③

宮城民医連の調査では、災害公営住宅の家賃の支払いが苦しい人は42、4%もいました。災害公営住宅の家賃減免制度の継続と、収入超過になっても家族が離れて暮らさなくてもいいように岩手県や女川町のような所得要件の緩和などの対応を、市町に強く県が働きかけることを求めますが、お答えください。④

4 病院再編移転問題について、伺います。

県立精神医療センターの富谷移転について、当事者である利用者、患者さん、職員などの関係者、精神保健福祉審議会、そして、精神医療保険福祉関係団体78機関・団体がこぞって反対しているのですから、「公約だから」と言って固執するのはやめて、断念し、名取市内での新築を急いで進めるべきです。土地は、がんセンター西側や今回提案している高等看護学校の跡地、現在地など、候補地が複数あります。当事者や関係者の声を聞きながら、名取市内での建設を決断すべきです。いかがですか。

⑤

そのうえで、今ある県立精神医療センターの抜本的な改修、修繕を行うことを求めます。先の精神保健福祉審議会でも、雨漏りや天井版の石膏ボードが1メートルぐらい落下する事故があり警備員がケガをしたという話がありました。4年間で約7億円の修繕を行っているとのことですが、それでも雨漏りや天井が落下するのですから、不十分な状況です。名取市内への建て替えを急ぐ一方で、緊急に予算を計上し老朽化した今の建物の抜本的な改修・修繕を行うべきです。利用者・職員の安全と命を守るためにぜひ必要です。いかがですか、伺います。⑥

二、「子どもの健やかな成長とゆきとどいた学びの保障」について伺います。

#### 教員不足解消について

昨年一年間で自死・自殺をした小中高生が512人と過去最悪となりました。コロナ禍前から若い世代の死因のトップが自死・自殺で、未成年の自殺率は最悪を更新し続けています。

「子どもの『死にたい』という思いや親との関係などを安心して話せる社会にしていくためには、もっと多様性をもった、ゆとりのある大人社会をつくっていかないと子どもの自死・自殺は防げない」と文科省が設置した「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」の委員である国立精神・神経医療研究センターの松本俊彦さんは指摘しています。

今、全国の学校で教員定数を充足できない、教員不足が常態化しています。宮城県でも小学校の教員は十七名、中学校は十名不足し、未配置、いわゆる「穴が開いている」状態が続いています。子どもが発したSOSに気づき、受け止めて子どもの話を聞き、子どもとの関係性を教員がつくるためには、もっと教員を増やすことが求められています。しかし、教員の多忙化、長時間過密労働が顕在化するにつれて教員志望者が減り、過重負担で現場を離脱する若者や高齢層は増えており、ますます教員不足は深刻になっていきます。教員不足、未配置の解消は急務であり、国をあげて行うべき課題です。

全国知事会として、「学級定数を少人数化し教員を大幅に増やし教員の負担を減らす」抜本的解決策を講ずるよう、国に強く求めるべきです。知事会会長として、全力をあげ取り組むことを求めますが、いかがですか。①

⑦

東北の中で、少人数学級の取り組みが遅れている宮城県が、他県なみに取り組んでこそ、知事の国への教員定数増の取り組みも説得力を増します。宮城県も少人数学級にもっと本腰を入れて取り組むべきです。いかがですか。②⑧

佐藤教育長は、8月に行った教員組合との交渉で「未配置解消は喫緊の課題であると認識を深めた。やれることはすべてやりたい。引き続き施策を打っていききたい」と話したそうです。

まず、①「教員のプール制」や②「任期付き採用」、③講師が採用試験を職専免で受験できるようにすること④臨時的任用教員の給与を正規と同様の2級に格付けし賃金アップをはかることは、教員未配置解消の第一歩です。それぞれについて、実施の決意を伺います。③⑨

#### 猛暑対策のために学校の体育館、特別教室にもエアコンを

今年の夏は、本当に暑い夏でした。県立学校の普通教室にすべてエアコンが設置済みで、本当に良かったです。しかし、特別教室の多くや体育館は未だエアコンなしです。先日、調査に伺った県立高校で、エアコンのある普通教室とない特別教室の違いを実感してきました。エアコンがなければ、授業に集中できないと実感しました。ぜひ、体育館や特別教室にもエアコン、冷房を計画的に整備することを求めますが、いかがですか。①⑩

#### 高校生の昼食確保にも支援を

全国で給食調理業務を展開している「ホーユー」が広島県内の公立高校7校の寮の給食提供を9月初旬に停止。この他にも、京都府、岡山県の公立高校や大阪府の特別支援学校、島根県、徳島県の警察学校などで、食事の提供が滞る事態になっていると報道されています。宮城県内の特別支援学校等でこうした事態に追い込まれる懸念、可能性はないのか、緊急に調査すべきです。いかがですか。①⑪

宮城県では、県立高校69校のうち27校に食堂がなく、売店もない学校も13校(21年度)あります。少子化を背景に高校の食堂や売店の経営環境は厳しさを増し、コロナ禍が追い打ちをかけ、撤退が相次いでいます。

松島高校には2022年3月まで、近隣の業者が請け負っていた食堂がありました。が、コロナ禍で営業日が減り、採算がとれず撤退しました。売店でのおにぎりやパンの販売でしのいでいる状況が報道され、今年の夏休み前にはお弁当等の販売業者が新たに決まりました。その業者は、数年前に食堂がなくなり、今年3月には売店の業者が撤退して困っていた多賀城高校でも、販売を始めたそうです。さまざま理由により、高校生の昼食確保も困難に直面しています。食べ盛りの高校生の昼食確保に、県教委としても、もっと関わりを持ち、支援すべきです。現場任せにしない対応を求めますが、いかがですか。②⑫

#### 学校図書館の充実を

子どもの生きる力を育むうえで読書は欠かせません。国は、第6次「学校図書館図書整備等5カ年計画」で、①学校図書館図書標準の達成②主権者として必要な資質・能力のため学校図書館へ新聞の複数紙配備、③専門的な知識・技能をもった学校司書のさらなる配備・拡充を3本柱に据えて、22年から5年間で総額2400億円の財源を措置しました。しかし、一般財源なので、県や市町村、それぞれの教育委員会、学校が一体となって学校図書館の充実めざして、計画的に整備することが重要です。特に、市町村での格差が生じないように、県教委のイニシアチブと支援策を求めます。お考えを伺います。①⑬

宮城県で学校図書館図書標準を達成している小学校は76.5%、中学校は62.6%、特別支援学校小学部は38.9%、中学部は16.7%です。「読書バリアフリー法」も2019年に制定されました。小中学校の100%達成とともに遅れている特別支援学校の学校図書館の充実にも力を注ぐことを求めます。いかがですか、伺います。②⑭

正しい情報に触れる環境整備の観点から国は、図書標準達成だけでなく、新たな図書の整備、古くなった本の廃棄・更新を促進しています。そのためには、学校司書の存在が欠かせません。学校司書は、正規・専門・専任の三つが大切です。しかし、県内の市町村ごとに、学校司書の配置の在り方はバラバラです。名取市のように正規、専門、専任での配置のところもあれば、非正規で専門性を問わないで配置する自治体もあります。

県立高校では、1970年から県費労務職での任用が始まり、74年に行政職、93年には職名が「学校司書」に改正され、正規・専門で配置されてきました。2004年、2006年の2度も県議会において全会一致で県に「学校図書館司書の独自採用」、専任化を求める請願が採択されました。しかし、現在に至っても実現せず、「学校事務」職での採用となっています。まず、県自身が独自の学校司書採用試験を実施し、①県立高校での事務室支援をなくし、学校司書を専任にすること②中高一貫校や塩釜高校など複数キャンパスを有する学校には正規の学校司書を2名配置すること③夜間定時制高校や特別支援学校にも学校司書を配置することを求めます。いかがですか、伺います。③⑮

三、「県営住宅の廃止撤回と建て替え、維持管理の充実を」求めて、伺います。

去る9日、「住みよい県営住宅をつくる県民の会」が県営住宅入居者の皆さん中心に発足しました。私も「設立のつどい」に参加しました。県が打ち出した「古くなった県営住宅は建て替えないで、順次、廃止する」という方針に反対し、住みよい県営住宅をつくるのが目的です。「廃止方針」を撤回させ、建て替え計画と設備や維持管理の充実を求める署名等に取り組んでいくそうです。

住民・入居者を当事者、主人公にして、「住民福祉の向上」をめざして、仕事をすめるのが自治体やその職員の仕事です。ところが、県が行っているのはそれとは真逆のことです。

7月に行われた非公開での説明会でも「方針を決める前に入居者、住民に説明会を開くべきだったのではないか、順番が逆、決めてから押しつけるのはやめて欲しい」、「廃止の経緯を知りたい」等の意見や質問がたくさん出て、説明ができなかったところもあったそうです。

説明会を「密室」で行うのはやめて、公開で、マスコミや県議も傍聴に来るような環境で再び、行ってほしいという要望も出されたそうですが、県は2回目の説明会を開くこともせずに、移転希望先を聞くアンケートを送付しています。

「県は丁寧な対応をすると随所に書いているが、とんでもない。入居者の状況は微塵も考えておらず、まるで私たちを「モノ」のように扱っていて、許せない」という、怒りの声が私の元に届いています。十分な説明を行わないで、当事者の要望も聞かず、「移転をせまる」やり方はやめるべきです。

公営住宅法や憲法に基づき、県は住まいを低額所得の方々には保障する責務があります。公営住宅法第一条にも、明確に「国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とあります。宮城県が打ち出した「廃止方針」とこのような進め方は、この目的に反しているのではないですか。伺います。①⑯

国の住生活基本計画でも宮城県の計画でも、「住宅セーフティネットの中心的役割を担うのは公営住宅」と書き込まれています。公営住宅全体に占める県営住宅の比率は、宮城県の場合、わずか20%にすぎず、市町村営住宅が80%です。岩手県も福島県も、県営住宅は30%の割合で、全国平均では、都道府県営住宅は40%を超えており、宮城県は著しく低い割合です。「県営住宅は建て替えない」と言って、県営住宅から撤退し、「市町村営住宅」ばかりをあてにするような方針は撤回すべきです。いかがですか、伺います。②⑰

このような県の「公営住宅の県と市町村の役割分担の考え」について、仙台市からは、以前から意見がだされ、協議を求められているにも関わらず、その協議は進んでいない現状です。

2020年度の宮城県の公営住宅の応募倍率は3.1倍となっており、岩手県の0.7倍、福島県の0.8倍と比べても高く、宮城県の公営住宅の需要はあります。

公営住宅法第35条では、「地方公共団体は公営住宅建替え事業を施行するように努めなければならない」とあり、公営住宅は基本的に建替えるのが原則と受け止めるべきです。老朽化した県営住宅を順次廃止する方針は撤回し、建て替え計画をつくるべきです。いかがですか、伺います。③⑱

県営住宅の浴室に浴槽やバランス釜等の給湯設備を一年間で100戸ずつ整備する県の計画ではすべての県営住宅に整備するのに60年以上かかってしまいます。今年度の予算ベースで県営住宅の家賃収入は19億2500万円です。一方、県営住宅の管理費は12億3500万円の支出と見込んでいます。家賃収入は、県営住宅の維持管理や設備の修繕・更新に充てるべきです。今年度でいえば、家賃収入から管理費を引いた残り7億円の半分、3億5千万円を浴槽や給湯設備の設置費用に充てれば年間900戸から1000戸の整備ができます。6年か7年で全戸にお風呂を完備することができません。思い切った整備計画をつくるべきですが、いかがですか。伺います。④⑲

こうした家賃収入の使いみちについての提言は6月の建設企業委員会でも行いました。そこでは、「自動火災報知機設備改修、高架水槽取り替えなどの補修費、加えて外壁改修や屋上防水工事などの工事費もあり、3100万円しか余らない。その他に、住宅課の人件費もいければ収入よりも支出の方が多し」という、驚きの答弁がありました。

県営住宅は、公営企業会計でなく、一般会計です。それを住宅課職員の人件費まで、県営住宅の家賃収入から充てるべきだという主張です。国と県が責任を持って住まいを保障している県営住宅に、税金の投入は当然です。「人件費を含めると支出分が多くなる」という考えは撤回し、設備や維持管理にもっと予算を計上して、快適な住まいを提供すべきです。公営住宅法に基づく「公営住宅等整備基準」第3条は「良好な居住環境の確保」を定めており「安全、衛生、美観等を考慮し、かつ入居者等にとって便利で快適なものとなるよう整備しなければならぬ」とあります。いかがですか、伺います。⑤②①

格差と貧困が広がり、物価・エネルギー高騰のなか、家賃が低廉な県営住宅を求める人は多くいます。また、課題解決のために、「目的外使用」も増えています。埼玉県ではケアリーバー（児童養護施設退所者）の住まいとして2020年度から活用が始まり、札幌市では高齢化が進む市営住宅の自治会等の地域コミュニティを活性化することを目的に、自治会活動（除雪、清掃活動、イベントの手伝い等）に積極的に参加することを条件に、学生に対して、市営住宅の空き住宅を低廉な家賃で提供する事業を2018年度から行っています。宮城県も、空き室を放置するのではなく、知恵と工夫で利活用を進めるべきです。いかがですか。⑥②①

四、「問題の多い水道コンセッション方式民営化から再公営化へ」を、伺います。

昨年4月から県の上下水道事業のコンセッション民営化が始まりました。全国で初めての大がかりな水道事業コンセッション民営化について、県民への丁寧な説明も、県民の十分な理解もないままに今日に至っています。20年間で337億円のコストを削減すると言ってコンセッション民営化を導入しました。修繕費は101億円増えるものの、更新投資を348億円、人件費167億円削減するという説明でした。人件費は3割もカットになり、これまで指定管理で働いていた人の多くは職場をさり、その蓄積された現場の知見や技術は無くなりました。施設更新の根拠となる健全度調査結果は県民へも県議会にも非公開です。

事業の運営状況を評価・分析するために経営審査委員会が設置されましたが、そこに提出される資料は限定的で、毎回のようにより一部が非公開となっています。

今議会には、来年度（24年度）からの広域水道の供給料金単価と流域下水道の維持管理負担金の改定案が議案となっています。宮城県の広域用水事業料金は全国トップレベルの「高い水」となっています。本来であれば、初期投資の減価償却（過大なダムや管路建設の借金返済）が進んでいる今、市町村にとって重い負担となっている基本水量や責任水量の本格的な見直しを行い、供給単価の引き下げの議論を議会でも活発に行うべき時です。私は、1年以上前から、随時開かれていた企業局と関係市町村の担当者会議に提出された料金改定の資料を求めてきましたが、「市町村の合意がないので、公開できない」と拒否されてきました。県と関係市町村の覚書が締結される8月中旬まで、ほとんどの情報が非公開であり、詳細な資料が出そろうたのは、9月8日でした。

大事な料金改定について、県議会にも県民にも情報を非公開ですすめ、首長と自治体職員だけで議論をすすめて、供給料金等の覚書を結んだ後によく、議会にも資料を出すというやり方は、議会の調査権をないがしろにしているものと言わざるをえません。単価改定の妥当性の検証は議会も県民も参加して行えるように、情報公開の抜本的改善を求めますが、いかがですか。お尋ねします。①②

メタウォーターグループの事業提案書に記述されていた鳴瀬川と吉田川流域下水道での汚泥含水率の目標値について、県企業局は「取り違え」を認めないまま、今年4月には、鳴瀬川での汚泥含水率の管理目標値を達成できず、吉田川では超過達成するという結果になり、2年目の計画ではそれぞれの管理目標値を入れ替えました。性能発注だから削減額を守れば、その維持管理の本身は問わないとする県の姿勢の現れです。県企業局や運営権者の技術力とチェック能力を疑わざるを得ません。

昨年12月には仙南仙塩広域水道で、今年4月には大崎広域水道で水質悪化事故が発生しました。いずれも、ヒューマンエラーといえるものです。心配していたことが現実となりました。

今後の事故を防ぐために、運営権者に任せきりにならずに、県が全体のマネジメントに責任を持つことを強く求めますがいかがですか。伺います。②③

みずむすびマネジメントみやぎ(MMM)の株主である日立製作所が、これから2、3年かけて、コンセッション部分の中央監視装置のすべてを更新していくことに対して、東芝が反発し、今後一切の部品納入や故障について、「拒否している」と伺いました。東芝はこれまで、仙塩浄化センターの中央監視設備や監視制御など6カ所で十数種類の設備を納入してきました。いわゆる「ベンダーロックイン」が生じていると運営権者のMMMから報告されています。企業局はこの事態をどう解決しようとしているのか、伺います。③④

コンセッション期間が満了する20年後には、日立製作所が今回の東芝のような対応を行うのではないかと懸念しています。

他社システムへの移行ができず、競争性も働かず、結局、高額な費用の負担を強いられることが予測されます。コンセッション民営化におけるベンダーロックイン問題(情報システムなどの中核部分に特定の企業の製品やサービスなどを組み込んだ構成にすることで、他社製品への切り替えが困難になること)をどう認識し、対処しようとしているのか、お答えください。④⑤

水はいのちの源であり、水道事業は公衆衛生上、重要な社会的インフラです。2010年国連総会で「水は人権決議」が採択されて以降、世界各地で「再公営化」が進展しています。宮城県でも「水の権利者」であり、利益を享受すべき住民や議会が関与する「新たな公共」による再公営化をめざすことが求められています。今議会には、コンセッション民営化後、初めての決算が出ます。しかし、運営権を売却した部分の決算は出てきません。議会のチェックも監査委員の監査もできないことになっていきます。二元代表制や議会制民主主義とコンセッション民営化は相いれないものと言えます。知事の考えを伺って第一問といたします。⑤⑥

約8800字